

証券コード 6485
2019年6月4日

株 主 各 位

東京都目黒区鷹番二丁目14番4号
前澤給装工業株式会社
代表取締役社長 山本晴紀

第63期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第63期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月25日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2019年6月26日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号 アイビーホール青学会館 3階 ナルド （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。） |
| 3. 目的事項 報告事項 | 1. 第63期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第63期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役3名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

◎当日の受付開始は、午前9時を予定しております。なお、お土産をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様に対し1個とさせていただきますので予めご了承ください。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.qso.co.jp/>）に掲載させていただきます。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(提供書面)

事業報告

(自 2018年4月1日
至 2019年3月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、相次ぐ自然災害による影響があったものの、雇用や所得環境の改善を背景に個人消費に持ち直しの動きが見られる等、緩やかな回復基調が続きました。一方、米中貿易摩擦問題の激化や欧州での政局不安等、世界経済の不透明感が高まっております。

当社グループの事業に関わる新設住宅着工戸数は、戸建やマンションは前年比増加傾向を示しておりますが、貸家においては、減少傾向が続いております。また、主要原材料の銅および樹脂価格が依然として高値で推移しており、運送費の上昇等、事業環境は厳しさが増してきました。

このような状況下、当社グループは、次の4つのテーマに基づき事業を推進してまいりました。

- a. 給水装置事業については安定したシェアの確保
- b. 住宅設備事業については地方中核都市への販売活動などによる事業規模の拡大
- c. 生産体制の効率化
- d. 物流費用の削減

これらの結果、売上高は前期比0.1%減の247億33百万円、経常利益は前期比5.5%減の25億68百万円となりましたが、生産工程の改善や物流拠点の集約による費用の削減に加え間接部門における固定費用の削減が進み、期初掲げた利益目標（経常利益24億85百万円）を上回ることができました。

当社グループが経営目標と位置付けている売上高経常利益率10%以上については、10.4%となり、目標水準を確保することができました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の当社グループの設備投資額は、4億21百万円であり、その主なものは販売システムの更新2億11百万円、生産用金型91百万円、生産用設備45百万円であります。

なお、当連結会計年度の所要資金は、すべて自己資金で賄いました。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

| 区 分 | 第 60 期 2016年3月期 | 第 61 期 2017年3月期 | 第 62 期 2018年3月期 | 第 63 期 (当連結会計年度) 2019年3月期 |
|--------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(百万円) | 23,715 | 23,972 | 24,764 | 24,733 |
| 親会社株主に 帰属する当期 純 利 益(百万円) | 1,074 | 1,697 | 1,857 | 1,739 |
| 1株当たり当期純利益(円) | 89.26 | 141.76 | 158.42 | 150.46 |
| 総 資 産(百万円) | 38,362 | 38,981 | 40,064 | 40,715 |
| 純 資 産(百万円) | 30,914 | 31,865 | 33,073 | 33,765 |
| 1株当たり純資産額(円) | 2,568.93 | 2,692.69 | 2,842.89 | 2,942.83 |

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、前連結会計年度の金額は組替え後の金額で表示しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名 | 資 本 金 | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|----------------------------------|----------|----------|-------------------------|
| Q S O イ ン デ ス ト リ ア ル 株 式 会 社 | 11百万円 | 100.0% | 給水・給湯システムの設計 施工および販売 |
| 前澤給装(南昌)有限公司 | 102百万人民币 | 100.0% | 水道用給水装置の製造 |

非連結子会社であるQ S O サービス株式会社は2018年9月に清算しました。

(4) 対処すべき課題

当社グループの事業環境につきましては、人口の緩やかな減少に伴い給水装置の新設需要が減少する反面、老朽管の更新や災害に備えた製品の需要は増加が見込まれています。また一方では、新興国における資源エネルギーの消費の高まりから、主要原材料の価格は高水準が続くとともに、雇用環境の好転から人件費や物流コストの上昇もあり、収益面では厳しいものと予想しています。

このような事業環境に加え、企業経営を取り巻くリスクは年々高まっており、継続的に企業価値の向上を図っていくため、当社グループは、以下の課題に対処してまいります。

- ① お客様のご要望にお応えした新製品や、災害に強い付加価値の高い製品の開発など、成長分野への資本投下を進めてまいります。
- ② 効率的な生産体制や物流体制の構築により、主要原材料価格の変動に左右されにくい、強固な収益基盤を確立してまいります。
- ③ さまざまなリスクに備えるため、リスク管理体制を整備し、内部統制システムを適切に運用してまいります。
- ④ 適時適切な情報開示や、コンプライアンスの遵守を通じ、経営の健全性・透明性を確保し、企業価値の向上に努めてまいります。
- ⑤ 働き方改革を進めるとともに、人材の多様化を図り、会社の持続的発展につなげてまいります。
- ⑥ ライフラインの一翼を担う企業として、社会的使命を果たすため、災害時などにおける支援には、積極的に参画してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

| セグメント | 主要な製品等 |
|--------|--|
| 給水装置事業 | サドル付分水栓、継手、止水栓等バルブ類、水道メータ等の水道用給水装置製品の製造販売 |
| 住宅設備事業 | 給水・給湯用、暖房用等の樹脂管、樹脂管用継手、給水・給湯システムおよび関連部材等の製造販売 |
| 商品販売事業 | 製品に関連した仕入商品の販売 |
| その他 | 連結子会社2社 (QSOインダストリアル株式会社、前澤給装(南昌)有限公司) 給水・給湯システムの設計施工および販売、水道用給水装置の製造 |

(6) 主要な営業所および工場（2019年3月31日現在）

前澤給装工業株式会社

本社 東京都目黒区

| | | | | |
|------|----------|------------|---------|------------|
| 営業所等 | 北海道 | (北海道札幌市) | 新潟 | (新潟県新潟市) |
| | 釧路 | (北海道釧路市) | 長野 | (長野県松本市) |
| | 青森 | (青森県青森市) | 北陸 | (石川県金沢市) |
| | 秋田 | (秋田県秋田市) | 名古屋 | (愛知県名古屋) |
| | 仙台 | (宮城県仙台市) | 京都 | (京都府京都市) |
| | 福島 | (福島県郡山市) | 大阪 | (大阪府大阪市) |
| | 茨城 | (茨城県土浦市) | 岡山 | (岡山県岡山市) |
| | 栃木 | (栃木県宇都宮市) | 広島 | (広島県広島市) |
| | 群馬 | (群馬県前橋市) | 四国 | (愛媛県松山市) |
| | 埼玉 | (埼玉県さいたま市) | 九州 | (福岡県福岡市) |
| | 千葉 | (千葉県千葉市) | 熊本 | (熊本県熊本市) |
| | 東京 | (東京都目黒区) | 鹿児島 | (鹿児島県鹿児島市) |
| | 東京西 | (東京都羽村市) | メータ営業部 | (東京都目黒区) |
| | 横浜 | (神奈川県横浜市) | リビング営業部 | (東京都目黒区) |
| | 静岡 | (静岡県静岡市) | 住宅設備営業部 | (東京都目黒区) |
| 工場 | 福島工場 | (福島県本宮市) | | |
| 物流 | 福島物流センター | (福島県本宮市) | | |
| | 埼玉物流センター | (埼玉県幸手市) | | |
| | 大阪物流センター | (大阪府大阪市) | | |
| | 九州物流センター | (福岡県糟屋郡) | | |

QSOインダストリアル株式会社（連結子会社）

本社 神奈川県横浜市

前澤給装（南昌）有限公司（連結子会社）

本社 中国江西省南昌市

(7) 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 481名 | 17名減少 |

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、嘱託、パートタイマーは含まれておりません。
2. 使用人数には、当社への出向者1名を含んでおります。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 370名 | 6名減少 | 41.0歳 | 17.0年 |

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、嘱託、パートタイマーは含まれておりません。
2. 使用人数には、当社への出向者1名を含んでおります。

(8) 主要な借入先 (2019年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 47,000,000株
- ② 発行済株式の総数 12,000,000株(自己株式526,177株を含む)
- ③ 株主数 8,709名
- ④ 大株主 (上位10名)

| 株 主 名 | 持株数 (千株) | 持株比率 (%) |
|--------------------------------|----------|----------|
| 前 澤 工 業 株 式 会 社 | 624 | 5.44 |
| 前 澤 化 成 工 業 株 式 会 社 | 624 | 5.43 |
| 日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社 (信託口) | 610 | 5.31 |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行 | 470 | 4.09 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 470 | 4.09 |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社 | 366 | 3.18 |
| 前 澤 給 装 工 業 従 業 員 持 株 会 | 334 | 2.91 |
| 重 田 康 光 | 297 | 2.59 |
| 第 一 生 命 保 険 株 式 会 社 | 288 | 2.51 |
| 三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 250 | 2.17 |

(注) 1. 当社は自己株式526,177株を保有しておりますが、上記大株主(上位10名)から除いております。

2. 持株比率は自己株式(526,177株)を控除して計算しております。

3. 2019年4月3日付で、ブランドス・インベストメント・パートナーズ・エル・ピーより、当社株式に係る大量保有報告書(変更報告書)が開東財務局長に提出されております。当該報告書において、2019年3月29日現在で同社が626千株を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末日における実質保有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況 (2019年3月31日現在)

| 地 位 | 氏 名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|-----------|-----------|---|
| 代表取締役社長 | 山 本 晴 紀 | 前澤給装(南昌)有限公司董事長 |
| 取 締 役 | 堀 俊 也 | 営業部門担当 住宅設備営業統括部長 Q S O インダストリアル株式会社 取締役 |
| 取 締 役 | 村 田 秀 明 | 生産部門担当 製造統括部長(福島工場長) |
| 取 締 役 | 谷 合 祐 一 | 営業部門担当 給水装置営業統括部長 |
| 取 締 役 | 前 田 近 | 企画部門担当 企画統括部長 前澤給装(南昌)有限公司董事 |
| 取 締 役 | 檀 原 由 樹 | 管理部門担当 管理統括部長 |
| 取 締 役 | 幣 原 廣 | 弁護士法人東京フロンティア基金 法律事務所 代表社員弁護士 タマホーム株式会社 社外監査役 中外鉱業株式会社 社外監査役 日本郵便株式会社 社外監査役 |
| 取 締 役 | 吉 川 彰 宏 | 帝京平成大学 現代ライフ学部 経営マネージメント学科 教授 |
| 常 勤 監 査 役 | 大 冨 伊 左 生 | |
| 常 勤 監 査 役 | 北 村 孝 | |
| 監 査 役 | 藤 田 博 | 株式会社CBN 代表取締役 |
| 監 査 役 | 菅 納 敏 恭 | 菅納会計事務所代表 税理士 |

- (注) 1. 取締役幣原廣氏および吉川彰宏氏は、社外取締役であります。また、当社は、幣原廣氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役吉川彰宏氏は、2019年3月31日付で帝京平成大学現代ライフ学部経営マネージメント学科教授を退職いたしました。
3. 監査役藤田博氏および菅納敏恭氏は、社外監査役であります。
4. 監査役藤田博氏は金融機関における長年の経験があり財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役菅納敏恭氏は税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役とは、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③ 取締役および監査役の報酬等の総額

| 区 分 | 員 数 (名) | 報酬等の額(百万円) |
|--------------------|-----------|-------------|
| 取 締 役 (うち社外取締役) | 8 (2) | 174 (9) |
| 監 査 役 (うち社外監査役) | 4 (2) | 21 (8) |
| 合 計 (うち社外役員) | 12 (4) | 195 (18) |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2007年6月27日開催の第51期定時株主総会において年額285百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
3. 取締役の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
当事業年度における役員賞与引当金の繰入額
取締役：6名 53百万円
4. 監査役の報酬限度額は、2007年6月27日開催の第51期定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。
5. 当事業年度末現在の取締役は8名(うち社外取締役は2名)、監査役は4名(うち社外監査役は2名)であります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役幣原 廣氏は、弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所の代表社員弁護士であり、タマホーム株式会社、中外鉱業株式会社および日本郵便株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

取締役吉川彰宏氏は、帝京平成大学現代ライフ学部経営マネージメント学科教授でありましたが、2019年3月31日付で退職いたしました。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

監査役藤田 博氏は、株式会社CBNの代表取締役であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

監査役菅納敏恭氏は、菅納会計事務所の代表者であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

| 氏 名 | 主 な 活 動 状 況 |
|-------------|--|
| 取締役 幣 原 廣 | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、弁護士としての専門的見地から適宜必要な発言を行っております。 |
| 取締役 吉 川 彰 宏 | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち、取締役就任後に開催された取締役会8回全てに出席し、大学教授としての専門的見地から適宜必要な発言を行っております。 |
| 監査役 藤 田 博 | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち10回に、監査役会12回全てに出席し、金融および企業経営の専門的見地から適宜必要な発言を行っております。 |
| 監査役 菅 納 敏 恭 | 当事業年度に開催された取締役会12回全てに、監査役会12回全てに出席し、税理士としての専門的見地から適宜必要な発言を行っております。 |

(3) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

| | 支 払 額 |
|--------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 33百万円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 33百万円 |

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、前澤給装(南昌)有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社監査役会は、日本監査役協会「会計監査人との連携に関する実務指針」および「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ監査役会が定めた「会計監査人の選定および評価基準」および「会計監査人の選定および評価チェックリスト」に基づき監査計画の内容、監査の実施状況および監査報酬見積りの算出根拠等を確認、検討した結果、監査報酬等の額は適切であると判断致しました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法第340条第1項各号に掲げるいずれかの事由が発生し、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められた場合は、監査役の全員の同意により会計監査人を解任することができます。また、法定解任事由に該当する事実がある場合のほか、会計監査人の独立性、信頼性、効率性等を評価し、より適正な監査を期待できる会計監査人の選任が適切と判断した場合は、株主総会に提出される会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

(4) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

① 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

イ. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (a) コンプライアンス経営の更なる強化を図るため、コンプライアンス管理規程、行動規範に従い、当社および当社子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役および従業員等がコンプライアンス・プログラムを実践する。
- (b) コンプライアンス・プログラムを推進する組織として、コンプライアンス推進委員会を設置し、部署ごとに任命されたコンプライアンス推進委員により社内教育を実施する。また、コンプライアンス違反等に関する通報の仕組みとして内部通報制度(ホットライン)を設置、運用する。
- (c) コンプライアンス・プログラムにおいて、反社会的勢力排除に向けた取り組みとして、コンプライアンス行動規範に、「反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断する。トラブル等が発生した場合は企業をあげて立ち向かう。」と記す。

また、反社会的勢力排除のため、社内専門部署および責任者を定め、所轄警察署および顧問弁護士等の外部専門機関と連携を取り、情報の共有化を図る。更に、反社会的勢力排除に向けた連絡協議会への参加、全社員へのコンプライアンス行動規範の配布、社内教育の実践等により、反社会的勢力を排除する体制を整備する。

- (d) コンプライアンスを統括・管理する部署は、当社グループのコンプライアンス推進の体制を整備するとともに、コンプライアンスの実施状況について必要に応じ取締役会に報告する。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (a) 文書取扱規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電子文書（以下、「文書等」という。）に記録、保存し管理する。
- (b) 取締役および監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できる。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 情報セキュリティ管理規程において取締役および従業員等の情報セキュリティに関する行動規範を定め、当社が保有する全ての情報資産について、ITを利用する場合を含め、高いセキュリティレベルを確保する。
- (b) リスクマネジメント基本規程に従い、平時において重要なリスクの抽出、リスク軽減策の策定および実施等を行う。
- (c) 危機管理マニュアルを整備し、有事においては災害等重大かつ緊急な事態が発生したときは、これに従い全社で対応し、事業の継続を確保するものとする。
- (d) リスクを統括・管理する部署は、当社グループのリスクを統括的に管理し、リスク管理体制の整備・強化を図る。

二. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役会は、取締役および従業員等が共有する全社的な目標（経営方針）を定め、部門担当取締役および各部署長はその目標達成のために各部門目標（部門方針）および各部署目標（部署方針）を定める。
- (b) 内部牽制機能を確立するため、各部門の機能および分担を明確にし適正かつ効率的に職務が行われる体制とする。
- (c) 情報システムの利用を通じて、当社グループの取締役および従業員等の適切な情報伝達と意思疎通を推進する。

ホ. 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 当社子会社においては、当社（または当社監査役）からの求めに応じ、内部監査部署による監査（または監査役監査）を受入れ、その報告を行う。
- (b) 子会社管理を統括する部署は、当社子会社の状況に応じて必要な管理を行う。また当社の指針や方針等の周知徹底を図る。
- (c) 一般に公正妥当と認められた企業会計基準に従い経営実態に即した会計処理を行うための体制を整備し運用を図り、その有効性を評価することにより業務プロセスの適正を確保し、もって当社グループの財務報告に係る信頼性を確保する。

へ。監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

- (a) 現在、監査役の職務を補助する使用人は任命していないが、監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人（以下、「補助使用人」という。）を置くものとする。また、補助使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先するものとする。
- (b) 補助使用人の人事異動、人事評価等については、監査役の事前同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。

ト。取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (a) 当社グループの取締役および従業員等は、職務執行に関する不正行為、法令・定款に違反する事実を発見したとき、会社に損害を与える事態が発生または発生することが予想されるときは、所管部署を通じてリスクを統括・管理する部署に報告し、重要な事項については当該部署の責任者が監査役に報告する体制とする。
- (b) 監査役が必要と判断したときは、いつでも当社グループの取締役および従業員等に対して報告を求めることができる。
- (c) 当該報告を行った者が、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

チ。その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 当社グループの取締役および従業員等は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
- (b) 代表取締役は、定期的に監査役との意見交換等を行い、適切な意思疎通を図り、効果的な監査業務が遂行できる体制を確保する。
- (c) 監査役の職務の執行について生じる費用の処理は、監査役の請求に従い、速やかに行うものとする。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

イ. コンプライアンスに関する状況

コンプライアンス推進委員会が策定したコンプライアンス・プログラムに従い、子会社を含む各部署のコンプライアンス推進委員を中心とした研修や各種ツールを活用した社員教育等を実施しております。また、内部通報制度の社内規程に従った適正な運用、反社会的勢力排除のための不当要求防止責任者の管理などの取組みを行っております。なお、その結果につきましては取締役会へ報告しております。

ロ. リスク管理に関する状況

事業企画部が中心となり、リスクマネジメント基本規程に従い、新たなリスクの洗い出し、抽出されたリスクへの対策およびその進捗について定期的に把握・検証し、必要に応じて是正するなどの対応を行っております。また、その状況を取締役会へ報告しております。

ハ. 内部監査および監査役監査の状況

内部監査は、各部門から独立した監査部が担当しており、各部門の業務、経理、コンプライアンス等の内部監査を、子会社を含め定期的を実施しております。監査部は、監査結果により改善すべき点があれば、被監査部署へ改善状況の報告を求めるなど、内部管理体制の継続的な向上に資する役割を果たすとともに、監査役および会計監査人との相互連携に努め、情報交換等を通じて監査の効率性を高めております。

監査役監査は、監査役会が定めた基準に拠り、各監査役が実施しております。また、監査役は、取締役会をはじめとする重要会議への出席の他、取締役、会計監査人および監査部と定期的に面談または情報交換等を行うことにより、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備・運用状況等の確認を行っております。

(5) 会社の支配に関する基本方針

① 会社の支配に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に委ねられるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付行為がなされる場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかし、大量買付行為のなかには、その目的等から見て当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうことが明白なものもないとは言えません。

当社の企業価値、会社の利益ひいては株主共同の利益は、

イ. 「ものづくり」に関する数々の独自ノウハウ

ロ. 独自の生産管理システム

ハ. 全国の水道事業体・管材商社・水道工事業者との信頼関係に基づくブランド力

ニ. 製販一体化による顧客ニーズへの対応力

ならびに事業の担い手を構成する全体としての従業員により生み出されるものであり、仕入・販売のお取引先など、すべてのステークホルダーのご理解やご協力のうえで形付けられるものであります。このような当社の企業価値を構成する様々な要素への理解なくして、当社の企業価値、会社の利益ひいては株主共同の利益が維持・向上されることは困難であると考えております。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みの内容の概要

日本の総人口の減少と東日本大震災の経験という、水道をとりまく状況の大きな変化をうけ、2013年3月に厚生労働省より公表された「新水道ビジョン」では、これまで国民の生活や経済活動を支えてきた水道の恩恵をこれからも享受できるよう、今から50年後、100年後の将来を見据えた水道の理想像が明示されております。

当社では、この「新水道ビジョン」の基本理念を共有し、水道の理想像具現化の一翼を担うべく、時代や環境の変化に的確に対応した企業価値向上のための取組みを推し進めてまいります。

イ. 中長期的な企業価値向上のための取組み

当社の事業内容は、景気変動の影響を受けやすい新設住宅着工、公共工事関連に依拠する部分が多く見通しが大きく変動しやすいため、中期経営計画の公表は行っておりませんが、従来より、

- ・効率的な生産体制の構築
- ・物流効率化による配送コストの削減
- ・成長分野への営業強化と開発投資

を中心に中長期の施策を行ってきており、今後も「売上高経常利益率10%以上」を目標として、その確実な実現に向け取組んでまいります。

ロ. 不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

2009年6月25日開催の第53期定時株主総会において、不適切な支配の防止のため、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「本プラン」といいます。）を株主の皆様のご承認を得て導入し、その後継続する旨の承認決議を重ね、直近では2017年6月28日開催の第61期定時株主総会において、その継続のご承認をいただいております。

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を明らかに害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権の無償割当の方法（会社法第277条以下に規定されています。）により、当社取締役会が定める一定の日における株主に対して新株予約権を無償で割り当てるものです。

ハ. 本プランの合理性

- (a) 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していると考えられること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性の原則」）を完全に充足しており、また株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係わる諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは2008年6月30日に公表された、経済産業省の企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

- (b) 企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的として導入されていること

本プランは、当社株式に対する大量買付行為がなされた際に、株主の皆様が当社株式を継続保有するか否かを適切に判断するために、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提示するために必要な時間や情報を確保すること、株主の皆様のために大量買付者と交渉を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保または向上することを目的として導入されたものです。

- (c) 株主意思を重視するものであること

本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランは継続だけでなく廃止についても、株主の皆様のご意思が反映されることになっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の実施または不実施の判断を株主の皆様が取締役に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様へ示すものです。従って、当該発動条件に従った対抗措置の実施は、株主の皆様のご意思が反映されたものとなります。

- (d) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の判断の合理性および公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置します。独立委員会は当社の社外取締役および社外監査役ならびに社外有識者により構成されます。

このように、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の発動を行うことを防ぐとともに、独立委員会の判断の概要については株主の皆様等に情報開示を行うこととされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の実現に資するべく本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(e) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、予め定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止する仕組みを確保しております。

(f) 第三者専門家の意見の取得

本プランにおいては、大量買付者が出現した場合、当社取締役会および独立委員会が、当社の費用で、独立した第三者の助言を得ることが出来ることとされています。これにより、当社取締役会および独立委員会による判断の公正性および客観性がより強く担保される仕組みが確保されています。

(g) デッド・ハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することが出来ることとしており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない、いわゆるデッド・ハンド型買収防衛策ではありません。また、当社は取締役任期を1年としており、期差任期制度を採用していないため、その発動を阻止するのに時間がかかる、いわゆるスロー・ハンド型買収防衛策でもありません。

なお、本プランの詳細に関しましては、当社ウェブサイト (<http://www.qso.co.jp/corporate/>) に掲載しております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------|--------|-----------------|--------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流 動 資 産 | 28,260 | 流 動 負 債 | 6,073 |
| 現金及び預金 | 13,287 | 買掛金 | 4,483 |
| 受取手形及び売掛金 | 5,639 | 電子記録債務 | 146 |
| 電子記録債権 | 4,697 | 未払法人税等 | 400 |
| 商品及び製品 | 3,452 | 賞与引当金 | 194 |
| 仕掛品 | 104 | 役員賞与引当金 | 54 |
| 原材料及び貯蔵品 | 947 | その他 | 794 |
| その他 | 130 | 固 定 負 債 | 876 |
| 固 定 資 産 | 12,455 | 退職給付に係る負債 | 816 |
| 有形固定資産 | 7,507 | 資産除去債務 | 4 |
| 建物及び構築物 | 2,165 | その他 | 55 |
| 機械装置及び運搬具 | 524 | 負 債 合 計 | 6,949 |
| 土地 | 4,622 | 純 資 産 の 部 | |
| 建設仮勘定 | 60 | 株 主 資 本 | 32,982 |
| その他 | 135 | 資 本 金 | 3,358 |
| 無形固定資産 | 309 | 資 本 剰 余 金 | 3,711 |
| ソフトウェア | 287 | 利 益 剰 余 金 | 26,826 |
| その他 | 22 | 自 己 株 式 | △914 |
| 投資その他の資産 | 4,637 | その他の包括利益累計額 | 783 |
| 投資有価証券 | 2,766 | その他有価証券評価差額金 | 759 |
| 長期貸付金 | 9 | 為替換算調整勘定 | 118 |
| 保険積立金 | 1,677 | 退職給付に係る調整累計額 | △94 |
| 繰延税金資産 | 93 | 純 資 産 合 計 | 33,765 |
| その他 | 94 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 40,715 |
| 貸倒引当金 | △3 | | |
| 資 産 合 計 | 40,715 | | |

連結損益計算書

(自 2018年 4月 1日)
(至 2019年 3月 31日)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-------------------------------|-----|--------|
| 売 上 高 | | 24,733 |
| 売 上 原 価 | | 17,378 |
| 売 上 総 利 益 | | 7,354 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 4,819 |
| 営 業 利 益 | | 2,534 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 13 | |
| 受 取 配 当 金 | 51 | |
| 保 険 解 約 返 戻 金 | 4 | |
| 受 取 派 遣 料 | 11 | |
| そ の 他 | 19 | 101 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 売 上 割 引 | 33 | |
| 為 替 差 損 | 32 | |
| そ の 他 | 1 | 67 |
| 経 常 利 益 | | 2,568 |
| 特 別 利 益 | | |
| 固 定 資 産 売 却 益 | 0 | |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益 | 34 | |
| 子 会 社 清 算 益 | 16 | 51 |
| 特 別 損 失 | | |
| 固 定 資 産 売 却 損 | 23 | |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 3 | 27 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 | | 2,592 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 812 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 40 | 853 |
| 当 期 純 利 益 | | 1,739 |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | | 1,739 |

連結株主資本等変動計算書

（自 2018年4月1日
至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

| | 株 主 資 本 | | | | |
|--------------------------|---------|-------|--------|---------|--------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 当連結会計年度期首残高 | 3,358 | 3,711 | 25,551 | △605 | 32,015 |
| 当連結会計年度変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △463 | | △463 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 1,739 | | 1,739 |
| 自己株式の取得 | | | | △308 | △308 |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額） | | | | | |
| 当連結会計年度変動額合計 | - | - | 1,275 | △308 | 966 |
| 当連結会計年度末残高 | 3,358 | 3,711 | 26,826 | △914 | 32,982 |

| | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | | | | 純資産合計 |
|--------------------------|-----------------------|----------------------|------------------|--------------------------|--------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 為 替 換 算 定 調 整 勘 定 | 退職給付に係る 調整累計額 | そ の 他 の 利 益 累 計 額 合 計 | |
| 当連結会計年度期首残高 | 927 | 217 | △86 | 1,058 | 33,073 |
| 当連結会計年度変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | △463 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | 1,739 |
| 自己株式の取得 | | | | | △308 |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額） | △168 | △99 | △8 | △275 | △275 |
| 当連結会計年度変動額合計 | △168 | △99 | △8 | △275 | 691 |
| 当連結会計年度末残高 | 759 | 118 | △94 | 783 | 33,765 |

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 2社
- ・ 主要な連結子会社の名称 QSOインダストリアル株式会社
前澤給装（南昌）有限公司

② 非連結子会社の状況

- ・ 主要な非連結子会社の名称 QSOサービス株式会社
- ・ 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社であるQSOサービス株式会社は、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。なお、同社は、2018年9月に清算しました。

③ 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況

- ・ 該当会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 該当会社はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社または関連会社の状況

- ・ 主要な会社等の名称 QSOサービス株式会社
- ・ 持分法を適用しない理由 非連結子会社であるQSOサービス株式会社の当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法を適用しておりません。なお、同社は、2018年9月に清算しました。

③ 議決権の100分の20以上、100分の50以下を所有しているにもかかわらず関連会社としなかった会社の状況

- ・ 該当会社はありません。

④ 持分法適用手続きに関する特記事項

- ・ 該当会社はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

- ・ 該当事項はありません。

② 持分法の適用範囲の変更

- ・ 該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち前澤給装（南昌）有限公司については、12月31日が決算日であります。連結計算書類の作成にあたっては、当該会社の決算日の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。QSOインダストリアル株式会社の決算日と連結決算日は一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 満期保有目的の債券 償却原価法

ロ. その他有価証券

・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの 移動平均法に基づく原価法

ハ. たな卸資産

・商品、製品、原材料 主として月別総平均法に基づく原価法
 なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

・仕掛品 主としてロット単位の個別法に基づく原価法
 なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（当社及び国内連結子会社） 建物及び構築物については定率法及び定額法を、その他については定率法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

（在外連結子会社） 所在地国の会計基準の規定に基づく定額法によっております。

ロ. 無形固定資産
(当社及び国内連結子会社)

定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

(在外連結子会社)

所在地国の会計基準の規定に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、その他の金銭債権の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与に備えるため、将来支給する金額のうち当連結会計年度の負担額を当連結会計年度の費用に計上したものであり、支給見込額に基づいて計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額の当連結会計年度の期間負担額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ロ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取派遣料」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「受取派遣料」は9百万円であります。

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

| | |
|----------------|-----------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 16,393百万円 |
|----------------|-----------|

4. 連結損益計算書に関する注記

「子会社清算益」は、持分法を適用していない非連結子会社であるQSOサービス株式会社を2018年9月に清算したことによるものであります。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式 | 12,000千株 | －千株 | －千株 | 12,000千株 |

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式 | 366千株 | 160千株 | －千株 | 526千株 |

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得160千株によるものです。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2018年6月27日開催の第62期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 267百万円
- ・1株当たり配当額 23円
- ・基準日 2018年3月31日
- ・効力発生日 2018年6月28日

ロ. 2018年11月5日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 196百万円
- ・1株当たり配当額 17円
- ・基準日 2018年9月30日
- ・効力発生日 2018年12月4日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの
2019年6月26日開催の第63期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 229百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 20円
- ・基準日 2019年3月31日
- ・効力発生日 2019年6月27日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、安全性の高い預金等の金融資産で運用しております。なお、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、販売先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、適切に与信限度額を設定し、残高を管理しております。また、回収状況の継続的なモニタリング、与信限度額の定期的な見直しなどを行い、業況等の悪化による回収懸念先の早期把握により当該信用リスクの軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、業務上の関係を有する取引先企業の株式が主であります。市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握する体制としております。また、投資有価証券の保有については継続的に見直しを行っております。

買掛金及び電子記録債務は、流動性リスクに晒されております。当該リスクに関しては、流動性預金の確保により、リスクを軽減しております。また、連結海外子会社は、当社以外に販売先がないことから信用リスクはありませんが、原材料等の輸入に伴う為替の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、同じ外貨建て預金残高の範囲内に買掛金残高があるため、相殺状況にあります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照）。

(単位：百万円)

| | 連結貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|------------------|----------------|--------|----|
| (1) 現金及び預金 | 13,287 | 13,287 | － |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 5,639 | 5,639 | － |
| (3) 電子記録債権 | 4,697 | 4,697 | － |
| (4) 有価証券及び投資有価証券 | | | |
| ① 満期保有目的の債券 | 1,049 | 1,049 | △0 |
| ② その他有価証券 | 1,463 | 1,463 | － |
| 資産計 | 26,138 | 26,137 | △0 |
| (1) 買掛金 | 4,483 | 4,483 | － |
| (2) 電子記録債務 | 146 | 146 | － |
| (3) 未払法人税等 | 400 | 400 | － |
| (4) その他流動負債（未払金） | 532 | 532 | － |
| 負債計 | 5,563 | 5,563 | － |

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

これらの時価は、全て短期であるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらの時価は、短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 電子記録債権

これらの時価は、短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

(1) 買掛金

これらの時価は、短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 電子記録債務

これらの時価は、短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未払法人税等

これらの時価は、短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) その他流動負債（未払金）

これらの時価は、短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

| 区分 | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 252 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 有価証券及び投資有価証券②その他有価証券」には含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,942円83銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 150円46銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------|--------|--------------|--------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流動資産 | 26,713 | 流動負債 | 5,929 |
| 現金及び預金 | 12,140 | 買掛金 | 4,510 |
| 受取手形 | 2,310 | 電子記録債務 | 102 |
| 売掛金 | 3,230 | 未払金 | 588 |
| 電子記録債権 | 4,731 | 未払費用 | 80 |
| 商品及び製品 | 3,403 | 未払法人税等 | 365 |
| 仕掛品 | 56 | 預り金 | 36 |
| 原材料及び貯蔵品 | 722 | 流動リース債務 | 1 |
| 前払費用 | 50 | 賞与引当金 | 190 |
| その他 | 67 | 役員賞与引当金 | 53 |
| 固定資産 | 13,373 | 固定負債 | 708 |
| 有形固定資産 | 7,035 | 退職給付引当金 | 672 |
| 建物 | 1,937 | 資産除去債務 | 4 |
| 構築物 | 32 | 固定リース債務 | 6 |
| 機械及び装置 | 396 | その他 | 25 |
| 車輛及び運搬具 | 0 | 負債合計 | 6,638 |
| 工具、器具及び備品 | 116 | 純 資 産 の 部 | |
| 土地 | 4,492 | 株主資本 | 32,690 |
| 建設仮勘定 | 60 | 資本金 | 3,358 |
| 無形固定資産 | 288 | 資本剰余金 | 3,711 |
| ソフトウェア | 286 | 資本準備金 | 3,711 |
| その他 | 2 | 利益剰余金 | 26,535 |
| 投資その他の資産 | 6,049 | 利益準備金 | 839 |
| 投資有価証券 | 2,762 | その他利益剰余金 | 25,695 |
| 関係会社株式 | 6 | 別途積立金 | 21,000 |
| 関係会社出資金 | 1,500 | 繰越利益剰余金 | 4,695 |
| 従業員長期貸付金 | 9 | 自己株式 | △914 |
| 長期前払費用 | 6 | 評価・換算差額等 | 758 |
| 繰延税金資産 | 28 | その他有価証券評価差額金 | 758 |
| 保険積立金 | 1,650 | 純資産合計 | 33,449 |
| その他 | 88 | 負債・純資産合計 | 40,087 |
| 貸倒引当金 | △3 | | |
| 資産合計 | 40,087 | | |

損益計算書

(自 2018年4月1日
至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|--------------|-----|--------|
| 売 上 高 | | 24,176 |
| 売 上 原 価 | | 17,167 |
| 売 上 総 利 益 | | 7,008 |
| 販売費及び一般管理費 | | 4,617 |
| 営 業 利 益 | | 2,391 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 配 当 金 | 63 | |
| 受 取 派 遣 料 | 25 | |
| そ の 他 | 22 | 112 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 売 上 割 引 | 31 | |
| そ の 他 | 0 | 32 |
| 経 常 利 益 | | 2,471 |
| 特 別 利 益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 0 | |
| 子会社清算益 | 16 | 16 |
| 特 別 損 失 | | |
| 固定資産売却損 | 23 | |
| 固定資産除却損 | 3 | 27 |
| 税引前当期純利益 | | 2,461 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 752 | |
| 法人税等調整額 | 41 | 794 |
| 当 期 純 利 益 | | 1,667 |

株主資本等変動計算書

(自 2018年 4月 1日)
(至 2019年 3月 31日)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | 自己株式 | 株主資本計 合 |
|-------------------------|-----------|-------|-------------|-----------|--|-------------|-------------|------|------------|
| | 資 本 剰 余 金 | | | 利 益 剰 余 金 | | | 利益剰余金計 合 | | |
| | 資本金 | 資本準備金 | 資本剰余金計 合 | 利益準備金 | その他利益剰余金 別 途 繰 越 利 益 積 立 金 剰 余 金 | 利益剰余金計 合 | | | |
| 当期首残高 | 3,358 | 3,711 | 3,711 | 839 | 20,000 | 4,526 | 25,366 | △605 | 31,831 |
| 会計方針の変更による 累積的影響額 | | | | | | | △34 | △34 | △34 |
| 会計方針の変更を反映した 当期首残高 | 3,358 | 3,711 | 3,711 | 839 | 20,000 | 4,492 | 25,331 | △605 | 31,796 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 別途積立金の積立 | | | | | 1,000 | △1,000 | - | | - |
| 剰余金の配当 | | | | | | △463 | △463 | | △463 |
| 当期純利益 | | | | | | 1,667 | 1,667 | | 1,667 |
| 自己株式の取 得 | | | | | | | | △308 | △308 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | 1,000 | 203 | 1,203 | △308 | 894 |
| 当期末残高 | 3,358 | 3,711 | 3,711 | 839 | 21,000 | 4,695 | 26,535 | △914 | 32,690 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|----------------|--------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | 904 | 904 | 32,735 |
| 会計方針の変更による 累積的影響額 | | | △34 |
| 会計方針の変更を反映した 当期首残高 | 904 | 904 | 32,700 |
| 当期変動額 | | | |
| 別途積立金の積立 | | | - |
| 剰余金の配当 | | | △463 |
| 当期純利益 | | | 1,667 |
| 自己株式の取 得 | | | △308 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | △146 | △146 | △146 |
| 当期変動額合計 | △146 | △146 | 748 |
| 当期末残高 | 758 | 758 | 33,449 |

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-------------|---|
| ① 満期保有目的の債券 | 償却原価法 |
| ② 子会社株式・出資金 | 移動平均法に基づく原価法 |
| ③ その他有価証券 | |
| ・ 時価のあるもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・ 時価のないもの | 移動平均法に基づく原価法 |
| ④ たな卸資産 | |
| ・ 商品、製品、原材料 | 月別総平均法に基づく原価法 なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。 |
| ・ 仕掛品 | ロット単位の個別法に基づく原価法 なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|----------|--|
| ① 有形固定資産 | 建物及び構築物については定率法及び定額法を、その他については定率法を採用しております。 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 |
| ② 無形固定資産 | 定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。 |

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、その他の金銭債権の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与に備えるため、将来支給する金額のうち当事業年度の負担額を当事業年度の費用に計上したものであり、支給見込額に基づいて計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額の当事業年度の期間負担額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

また、過去勤務費用は、発生事業年度の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、それぞれ発生年度の翌事業年度から各事業年度の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分額を費用処理しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日）」を当事業年度の期首から適用し、完全支配関係にある国内の子会社株式の評価損に係る繰延税金資産の額を繰越利益剰余金から減額しております。

当該会計方針の変更は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当事業年度期首の純資産の帳簿価額に反映されております。

この結果、株主資本等変動計算書の遡及適用後の期首残高は、繰越利益剰余金が34百万円減少しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

4. 貸借対照表に関する注記

| | |
|------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 15,324百万円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| 短期金銭債権 | 128百万円 |
| 短期金銭債務 | 140百万円 |

5. 損益計算書に関する注記

| | |
|---|----------|
| (1) 関係会社との取引高 | |
| 営業取引による取引高 | |
| 売上高 | 291百万円 |
| 仕入高 | 1,477百万円 |
| 販売費及び一般管理費 | 43百万円 |
| 営業外取引による取引高 | |
| 営業外収益(その他) | 14百万円 |
| (2) 「子会社清算益」は、持分法を適用していない非連結子会社であるQ S Oサービス株式会社を2018年9月に清算したことによるものであります。 | |

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|-------------|------------|------------|------------|
| 普 通 株 式 | 366千株 | 160千株 | －千株 | 526千株 |

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得160千株によるものです。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|----------------|--------|
| (繰延税金資産) | |
| 役員賞与引当金 | 16百万円 |
| 賞与引当金 | 57百万円 |
| 未払事業税 | 24百万円 |
| 未払社会保険料 | 8百万円 |
| たな卸資産評価損 | 8百万円 |
| 退職給付引当金 | 203百万円 |
| 貸倒引当金損金算入限度超過額 | 1百万円 |
| 会員権評価損 | 9百万円 |
| 子会社株式評価損 | 34百万円 |
| その他有価証券評価差額金 | 0百万円 |
| その他 | 27百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 392百万円 |
| 評価性引当額 | △34百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 358百万円 |
| (繰延税金負債) | |
| その他有価証券評価差額金 | 329百万円 |
| その他 | 0百万円 |
| 繰延税金負債合計 | 329百万円 |
| 繰延税金資産の純額 | 28百万円 |

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

内容の重要性が乏しく、また契約一件当たりの金額が少額のため、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,915円25銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 144円20銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月14日

前澤給装工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

| | | | | |
|--------------------|-------|----|----|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 富永 | 淳浩 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 今井 | 仁子 | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、前澤給装工業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、前澤給装工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月14日

前澤給装工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

| | | | | |
|--------------------|-------|----|----|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 富永 | 淳浩 | Ⓗ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 今井 | 仁子 | Ⓗ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、前澤給装工業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員的一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、また重点項目のひとつとして内部統制システムの整備・運用状況を設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、また社外取締役との意見交換会を実施するなど連携を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議への出席や代表取締役を含む各取締役との面談を通して、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の監査役及び子会社管理部門と意思疎通を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告や重要な決裁書類等を閲覧し、その業務及び財産の状況を調査いたしました。さらに、内部監査部門から子会社を含む監査の結果について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた「内部統制システムに係る監査の実施基準」及び「内部統制システムに係る監査チェックリスト」に基づき、取締役及び内部監査部門等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、財務報告に係る内部統制については、取締役及び内部監査部門、有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から公認会計士・監査審査会による検査結果や、日本公認会計士協会による品質管理レビューの結果及び「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）への対応についての報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 当該システムに関しては、その整備及び運用について継続的な改善が図られていることを確認しております。また、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において会計監査人有限責任あずさ監査法人から「開示すべき重要な不備は発見されていない」旨の報告を書面を受けております。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。また、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員への地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

該当事項はありません。

2019年5月15日

前澤給装工業株式会社 監査役会

| | | |
|-------|-------|---|
| 常勤監査役 | 大図伊左生 | ⑩ |
| 常勤監査役 | 北村 孝 | ⑩ |
| 社外監査役 | 藤田 博 | ⑩ |
| 社外監査役 | 菅納 敏恭 | ⑩ |

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要施策と位置づけ、安定した配当還元を維持しつつ、利益成長機会とのバランスや資本の効率性を踏まえた機動的な自己株式取得等の実施により、中長期的に株主還元の強化を目指すことを基本方針としております。

このような方針の下、期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開等を勘案して、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき20円
総額229,476,460円
これにより、当期の年間配当金につきましては、中間配当金1株につき17円と合わせまして、1株につき37円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月27日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者 番号 | 氏 名 | 現在の当社における 地位および担当等 |
|-----------|---------------------------------------|--------------------------------|
| 1 | やまもと ほる き 山 本 晴 紀【再任】 | 代表取締役社長 |
| 2 | たに あい ゆう いち 谷 合 祐 一【再任】 | 取締役営業部門担当 給水装置営業統括部長 |
| 3 | むら た ひで あき 村 田 秀 明【再任】 | 取締役生産部門担当 製造統括部長 (福島工場長) |
| 4 | まえ だ ちかし 前 田 近【再任】 | 取締役企画部門担当 企画統括部長 |
| 5 | すぎ もと ひろ し 杉 本 博 司【新任】 | 事業企画部長 |
| 6 | たに ぐち よういちろう 谷 口 陽一郎【新任】 | 経理部長 |
| 7 | しで ほら ひろし 幣 原 廣【再任】 【社外取締役候補者】 | 社外取締役 |
| 8 | よし かわ あき ひろ 吉 川 彰 宏【再任】 【社外取締役候補者】 | 社外取締役 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) 参考情報 | 略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式の数 |
|---|--|---|-------------|
| 1 | <p>【再任】 <small>やま もと はる き</small> 山本晴紀 (1954年4月7日) 在任期間：12年 取締役会出席状況： 12回/12回 (出席率100%)</p> | <p>1977年4月 当社入社 2002年5月 福島製造第一部長 2004年6月 執行役員生産本部福島工場長 2006年6月 上席執行役員生産本部福島工場長兼購買部長 2007年6月 取締役執行役員生産本部福島工場長兼購買部長兼庶務部長 2010年6月 常務取締役生産本部長兼開発部長 2013年12月 代表取締役社長生産本部長兼開発部長 2014年7月 代表取締役社長営業部門、生産部門担当 2015年4月 代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 前澤給装(南昌)有限公司董事長</p> | 39,400株 |
| <p>【取締役候補者とした理由】 山本晴紀氏は、当社において主要な営業拠点の責任者等営業部門で様々な経験を積んだ後、製造部長や工場長、2007年からは取締役として生産部門の要職を歴任し、2013年の代表取締役社長就任後は、当社の経営を主導する重責を担ってまいりました。取締役会は、それらの豊富な経験と実績から、引き続き当社の経営を牽引し、持続的な成長と企業価値向上の実現のために最適な人材であると判断し、取締役候補者としたしました。</p> | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) 参考情報 | 略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式の数 |
|---|--|---|-------------|
| 2 | <p>【再任】 谷 合 祐 一 (1958年8月23日) 在任期間：9年 取締役会出席状況： 12回/12回 (出席率100%)</p> | <p>1987年3月 当社入社 1996年2月 広島営業所長 2003年4月 東京営業所長 2006年6月 執行役員営業本部東京営業所長 2010年6月 取締役執行役員営業本部副本部長 (東京駐在)兼東京営業所長 2014年7月 取締役執行役員東日本営業部長兼 首都圏支店長兼営業支援部長 2015年4月 取締役第一営業部門、第三営業 部門担当 首都圏支店長兼営業支 援部長 2015年6月 取締役第一営業部門、第三営業 部門担当兼営業支援部長 2016年6月 取締役営業部門担当給水装置営 業統括部長(現任)</p> | 14,700株 |
| <p>【取締役候補者とした理由】 谷合祐一氏は、当社において主として営業部門の要職を歴任し、2010年から取締役営業本部副本部長、2016年からは取締役営業部門担当給水装置営業統括部長として当社営業部門の給水装置事業を統括する役割を担ってまいりました。取締役会は、それらの豊富な経験と実績から、引き続き当社の持続的な成長と企業価値向上の実現のために必要な人材であると判断し、取締役候補者といたしました。</p> | | | |
| 3 | <p>【再任】 村 田 秀 明 (1956年7月21日) 在任期間：9年 取締役会出席状況： 12回/12回 (出席率100%)</p> | <p>1994年3月 当社入社 2002年5月 技術開発部長 2004年8月 生産本部技術部長 2006年6月 執行役員生産本部生産技術部長 2010年6月 取締役執行役員生産本部福島工 場長兼生産技術部長 2014年7月 取締役執行役員福島工場長兼開 発部長 2015年4月 取締役生産部門担当 2016年6月 取締役生産部門担当製造統括部 長(福島工場長)(現任)</p> | 14,500株 |
| <p>【取締役候補者とした理由】 村田秀明氏は、当社において主として技術開発分野の要職を歴任し、2010年から取締役生産本部福島工場長、2015年からは生産部門担当取締役として当社の生産部門を統率する役割を担ってまいりました。取締役会は、それらの豊富な経験と実績から、引き続き当社の持続的な成長と企業価値向上の実現のために必要な人材であると判断し、取締役候補者といたしました。</p> | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) 参考情報 | 略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式の数 |
|--|---|---|-------------|
| 4 | <p>【再任】</p> <p>まえだ ちかし 前田 近 (1954年10月20日) 在任期間：4年 取締役会出席状況： 12回/12回 (出席率100%)</p> | <p>1979年4月 株式会社協和銀行（現 株式会社りそな銀行）入行 2007年8月 当社入社 2007年8月 経営管理本部経理部長 2009年6月 執行役員経営管理本部経理部長 2015年6月 取締役経営管理部門担当 2016年6月 取締役経営管理部門担当経営管理統括部長 2017年4月 取締役企画部門担当企画統括部長（現任） (重要な兼職の状況) 前澤給装（南昌）有限公司董事</p> | 5,400株 |
| <p>【取締役候補者とした理由】 前田近氏は、金融機関で培った経験や知見を活かし経理部長として長年にわたり当社の経理・財務業務に携わり、2015年からは経営管理部門担当取締役として経営企画・経理・人事・総務等の業務を、2017年からは取締役企画部門担当企画統括部長として事業企画等の企画業務を統括しております。取締役会は、それらの豊富な経験と実績から、引き続き当社の持続的な成長と企業価値向上の実現のために必要な人材であると判断し、取締役候補者といたしました。</p> | | | |
| 5 | <p>【新任】</p> <p>すぎもと ひろし 杉本 博司 (1964年6月15日)</p> | <p>1989年4月 当社入社 2003年4月 広島営業所長 2010年10月 執行役員営業本部中四国ブロック長 2014年7月 執行役員西日本営業部関西・中四国支店長 2015年10月 経営管理部門経営管理部長 2017年4月 事業企画部長（現任）</p> | 1,400株 |
| <p>【取締役候補者とした理由】 杉本博司氏は、当社において主として営業部門の要職を歴任し、2015年から経営管理部長、2017年からは事業企画部長として当社の経営管理・事業企画業務を統率しております。取締役会は、それらの豊富な経験と実績から、当社の持続的な成長と企業価値向上の実現への貢献を期待できる人材であると判断し、取締役候補者といたしました。</p> | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) 参考情報 | 略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式の数 |
|--|--|--|-------------|
| 6 | <p>【新任】 谷口陽一郎 (1962年8月5日)</p> | <p>1986年4月 株式会社協和銀行（現 株式会社りそな銀行） 入行 2011年7月 株式会社りそな銀行千葉エリア 営業第一部長 2013年4月 同行九段支店統括部長（支店長） 2016年4月 青木あすなろ建設株式会社入社 東京建築本店営業第二部営業部長 2016年9月 当社入社 2016年12月 経理部長（現任） (重要な兼職の状況) QSOインダストリアル株式会社監査役</p> | 1,000株 |
| <p>【取締役候補者とした理由】 谷口陽一郎氏は、金融機関等で培った財務・会計に関する知見やマネジメント経験等を活かし経理部長として当社の経理・財務業務を統率しております。取締役会は、それらの豊富な経験と実績から、当社の持続的な成長と企業価値向上の実現への貢献を期待できる人材であると判断し、取締役候補者といたしました。</p> | | | |
| 7 | <p>【再任】 【社外取締役候補者】 幣原 廣 (1949年5月7日) 在任期間：4年 取締役会出席状況： 11回/12回 (出席率91.6%)</p> | <p>1982年4月 弁護士登録 1991年10月 銀座東法律事務所開設 1999年4月 第二東京弁護士会副会長 2002年4月 日本弁護士連合会事務次長 2007年6月 当社社外監査役 2008年8月 タマホーム株式会社社外監査役（現任） 2013年6月 中外鋳業株式会社社外監査役（現任） 2014年9月 弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所代表社員弁護士（現任） 2015年6月 日本郵便株式会社社外監査役（現任） 2015年6月 当社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所代表社員弁護士 タマホーム株式会社社外監査役 中外鋳業株式会社社外監査役 日本郵便株式会社社外監査役</p> | 一株 |
| <p>【社外取締役候補者とした理由】 幣原 廣氏は、2007年の当社社外監査役就任以来、弁護士としての企業法務に関する知識や経験に基づき、活発に意見を述べるなど社外監査役としての職責を果たしていただきました。2015年からは社外取締役として、弁護士としての識見に加え監査役時代に培った当社に対する業務知識や経験を、独立した立場から当社取締役会の監督機能強化に活かしていただいております。取締役会は、それらの貴重な経験と実績に基づく人材が当社にとって引き続き必要不可欠であると判断し、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に直接会社経営に関与したことはありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p> | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) 参考情報 | 略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|-------------|
| 8 | <p>【再任】</p> <p>【社外取締役候補者】</p> <p>よし かわ あき ひろ 吉川 彰 宏 (1953年7月3日)</p> <p>在任期間：1年</p> <p>取締役会出席状況： 8回/8回 (出席率100%)</p> | <p>1981年4月 東京都豊島区入職</p> <p>2008年4月 同区子ども家庭部長</p> <p>2010年4月 同区政策経営部長</p> <p>2014年4月 帝京平成大学 現代ライフ学部 経営マネジメント学科 教授 (2019年3月退職)</p> <p>2018年6月 当社社外取締役(現任)</p> | <p>一株</p> |
| <p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>吉川彰宏氏は、長年にわたる地方公共団体における行政経験に加え、大学教授としての経験から行政法やまちづくり等の公共経営に関する高い知見を有しております。取締役会は、そのような実績に基づく同氏の専門的・客観的視点からの助言等が、引き続き当社の中長期的な企業価値の向上や取締役会の監督機能強化に活かしていただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に直接会社経営に関与したことはありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p> | | | |

(注) 1.各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

- 2.各再任候補者の在任期間は取締役就任から本株主総会終結の時までの期間を、取締役会出席状況は当事業年度に開催された取締役会のうち、在任期間中に開催された取締役会に対する出席状況を、それぞれ記載しております。
- 3.当社は、幣原 廣氏および吉川彰宏氏との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としており、再任が承認された場合には本契約を継続する予定であります。
- 4.当社は、幣原 廣氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、吉川彰宏氏につきましても同取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、再任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役4名全員は、本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者 番号 | 氏 名 | 現在の当社における 地位等 |
|-----------|-----------------------------------|---------------------|
| 1 | だん ぼら よし き 檀 原 由 樹【新任】 | 取締役管理部門担当 管理統括部長 |
| 2 | かん の とし やす 菅 納 敏 恭【再任】 【社外監査役候補者】 | 社外監査役 |
| 3 | かな もり とおる 金 森 亨【新任】 【社外監査役候補者】 | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) 参考情報 | 略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式の数 |
|--|--|--|-------------|
| 1 | <p>【新任】</p> <p>だんばら よしき 檀原由樹 (1954年9月14日)</p> | <p>1978年4月 株式会社協和銀行（現 株式会社りそな銀行）入行 当社入社 2010年7月 経営管理本部内部統制室長兼経営管理部副部長 2013年1月 経営管理本部総務部長兼内部統制室長兼経営管理部副部長 2014年4月 執行役員経営管理本部経営管理部長兼内部統制室長 2015年6月 取締役監査部長 2017年4月 取締役管理部門担当管理統括部長（現任）</p> | 2,300株 |
| <p>【監査役候補者とした理由】 檀原由樹氏は、金融機関で培った経験や知見を活かし当社経営管理部門の要職に携わり、2015年からは取締役監査部長として内部監査・内部統制業務を、2017年からは取締役管理部門担当管理統括部長として総務・経理業務を統括しております。取締役会は、それらの豊富な経験と実績から、監査役として経営の健全性確保への貢献を期待できる人材であると判断し、監査役候補者といたしました。</p> | | | |
| 2 | <p>【再任】</p> <p>【社外監査役候補者】</p> <p>かのとし やす 菅納敏恭 (1950年3月31日) 在任期間：4年 出席状況： 監査役会12回/12回 (100%) 取締役会12回/12回 (100%)</p> | <p>1981年9月 税理士登録 1986年2月 菅納会計事務所代表（現任） 1999年6月 東京税理士会常務理事 2007年7月 国税不服審判所審判官 2013年6月 東京税理士会副会長 2013年7月 日本税理士会連合会常務理事 2015年6月 当社社外監査役（現任） (重要な兼職の状況) 菅納会計事務所代表</p> | 200株 |
| <p>【社外監査役候補者とした理由】 菅納敏恭氏は、税理士の資格を有しており、税務および会計に関する専門的な知識や経験に基づき、活発に意見を述べるなど社外監査役としての職責を果たしていただいております。取締役会は、そうした同氏の経験と実績が、当社の監査体制強化に引き続き活かされるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に直接会社経営に関与したことはありませんが、上記理由から社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p> | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) 参考情報 | 略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|--|-------------|
| 3 | <p>【新任】 【社外監査役候補者】 金 森 亨 (1954年5月11日)</p> | <p>1978年4月 株式会社協和銀行（現 株式会社りそな銀行）入行 1995年4月 株式会社あさひ銀行（現 株式会社りそな銀行）春日井支店長 1996年12月 旭日財務（香港）有限公司 社長 2002年3月 株式会社あさひ銀行国際業務室長 2003年5月 株式会社りそな銀行市ヶ谷支店長（2005年9月同行退職） 2008年6月 株式会社旭商工社取締役 2015年6月 同社常勤監査役（現任）（2019年6月退任予定）</p> | 一株 |
| <p>【社外監査役候補者とした理由】 金森 亨氏は、金融機関における支店長、海外拠点の責任者等の経歴に加え、中小企業診断士の資格を持つなど財務・会計等に関する豊富な知識を有するとともに、企業の取締役および監査役を務める等の経験も有しております。取締役会は、そのような知識と経験を活かし、客観的な立場から当社の監査を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は、取引銀行であり大株主でもある金融機関出身者ですが、退職後10年以上経過しており、独立性に影響を与えるものではないと判断しております。</p> | | | |

- (注) 1.各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 2.再任候補者の在任期間は監査役就任から本株主総会終結の時までの期間を、監査役会・取締役会出席状況は当事業年度に開催された監査役会・取締役会に対する各出席状況を、それぞれ記載しております。なお、檀原由樹氏は、本総会終結の時まで取締役であります。取締役として出席した取締役会に対する出席率は100%であります。
- 3.当社は、菅納敏恭氏との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としており、再任が承認された場合には本契約を継続する予定であります。また、金森亨氏が社外監査役に選任された場合には、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
- 4.菅納敏恭氏および金森亨氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号 TEL 03-3409-8181
アイビーホール青学会館 3階 ナルド

交 通 (地下鉄)

●銀座線・半蔵門線・千代田線 - 表参道駅下車 (B3またはB1出口より徒歩約5分~6分)

(都営バス)

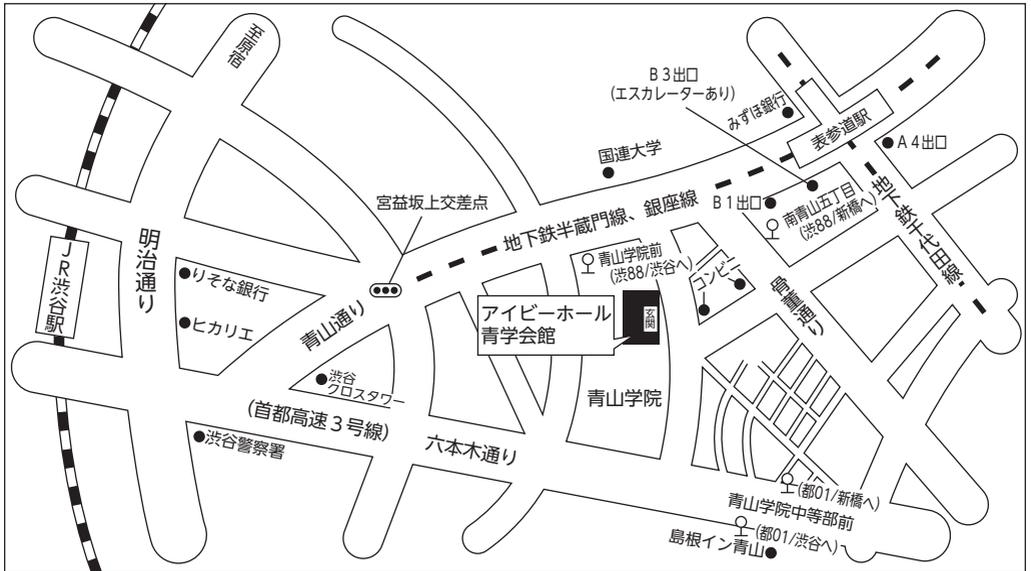
●渋谷駅前⇒新橋駅前行き (渋88系統) 南青山五丁目下車 (徒歩約3分)

●新橋駅前⇒渋谷駅前行き (渋88系統) 青山学院前下車 (徒歩約3分)

●渋谷駅前⇒新橋駅前行き (都01系統) 青山学院中等部前下車 (徒歩約6分)

●新橋駅前⇒渋谷駅前行き (都01系統) 青山学院中等部前下車 (徒歩約8分)

※ (渋88系統) のバスは、時間帯によって運行本数が少ないことがございますので、ご注意ください。



○駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。